

公益財団法人

風に立つライオン基金

定 款

平成29年7月13日認証

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 風に立つライオン基金と称する。

(目的)

第2条 この法人は、国内外で発生した大規模災害の罹災者を物心両面から支える為、又、国内外の僻地医療の現場や大規模災害の復旧活動の現場等で公共の利益の為の奉仕活動及び平和並びに自然環境等を守る為の活動に専心、活躍する個人や団体（以下、奉仕者等という）に対し、その活動を称えると共に、奉仕者等の活動に物心両面からの支援を提供する為、社会貢献の意思を有する個人及び企業、団体（支援者等）に対し、音楽等芸術文化の有する力を結晶させた公演等を通して寄付を呼びかけ、罹災者支援、及び奉仕者等の活動を支援、助成し、活動の円滑化と継続性の確保を図ることを目的とする。又、国内外の僻地医療活動や専門的な知識、技術を必要とする国際協力活動に従事することを志望する若者や、大規模な災害に罹災したために十分な教育環境が得られなくなりながらも就学や進学を目指す若者等（志望者等）に対し、奨学金を支給するなどして有為の人材育成に努め、自律的かつ持続的で魅力ある社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この法人は、前条の目的を遂行、達成するために次の事業を行なう。

1. 奉仕者等の顕彰事業
 2. 奉仕者等の活動への支援助成事業
 3. 国内外で発生した大規模災害による被災者等への支援助成事業
 4. 国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする活動への支援助成事業
 5. 国際医療従事経験者、救急救命医療の勤労者等の福祉向上を目的とする支援助成事業
 6. 被災者及び奉仕者等の活動の支援を目的とするチャリティオークション及び対価型個人協賛等の募金活動を伴う啓発活動を行う為のチャリティフェア事業
 7. 音楽等芸術文化が有する力を結晶し、被災者の慰問並びに復興支援及び奉仕者等の活動の支援に資することを目的とするコンサートやシンポジウム等の公演・イベント事業
 8. 志望者等への奨学金給付事業
 9. 奉仕者等並びに志望者等及び支援者等をつなぐための情報ポータル事業
 10. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告方法)

第5条 この法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故、その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 この法人は、評議員会及び理事会並びに監事を置く。

第2章 財 産

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第7条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所

設立者 佐田雅志

拠出財産及びその価額 現金 300万円

第3章 会 計

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
- 3 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 6. 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 1. 監査報告
 2. 理事及び監事並びに評議員の名簿
 3. 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第11条 この法人に評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 1. この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 2. 過去に前号に規定する者となったことがある者
 3. 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 1. 当該候補者の経歴
 2. 当該候補者を候補者とした理由
 3. 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 4. 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 1. 当該候補者が補欠の評議員である旨
 2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 3. 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき、2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の

任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、理事会の決議に基づき他の理事が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会をすることができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 監事の解任
2. 定款の変更
3. その他法令で定めた事項

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印または電子署名する。

第5章 役員等

(役員の設定等)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事3名以上
2. 監事1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、1名以上を常務理事とすることができるものとする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行し、副理事長はこれを補佐する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長並びに常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期等)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠のため、または増員により就任した理事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の満了する時までとし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員の辞任または任期満了により、当該役員が欠け、または第23条第1項所定の当該役員の数に欠けることとなる場合においては、辞任または任期が満了した役員は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
1. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
 2. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
1. 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 3. この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

- 第31条 この法人は、役員的一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 この法人は、非常務理事等との間で、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、金1万円以上300万円以下の範囲で当法人が予め定めた額と、一般法人法第198条において準用する同法第113条第1項所定の最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第32条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第33条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、これに対し意見を述べるすることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
2. 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
3. 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
4. 理事の職務の執行の監督
5. 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 1. 重要な財産の処分及び譲り受け
 2. 多額の借財
 3. 重要な使用人の選任及び解任
 4. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 5. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 6. 本定款第31条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 1. 理事長が必要と認めたとき。
 2. 理事長以外の理事から、会議の目的を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 3. 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 4. 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
 5. 前号請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の

日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第 3 項第 3 号により、理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合はこの限りではない。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号または第 4 号に該当する場合、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(表決権等)

第 40 条 各理事の議決権は平等なものとする。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

(報告の省略)

第 41 条 役員が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印または電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 43 条 理事会に関する事項は、法令または本定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第 44 条 この法人の事業を推進するために必要あるとき、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第46条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

1. 定款
 2. 評議員、理事、監事の名簿
 3. 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 4. 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 5. 財産目録
 6. 役員等の報酬規程
 7. 事業計画書及び収支予算書
 8. 事業報告書及び計算書類等
 9. 監査報告書
 10. その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第9章 会 員

(会員)

第47条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員規程による。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第2条、第3条及び第12条についても適用する。
- 3 この法人が、公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前2項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

改訂・発効

この定款は、2016年9月22日より実施する。

この定款は、2017年1月23日より実施する。

この定款は、2018年4月1日より実施する。